

都立学校実習支援専門員（産育休代替非常勤職員）の主な勤務条件

（令和7年6月12日現在）

事 項	内 容
雇用期間	令和7年8月1日から令和8年3月31日まで ※ 職員の妊娠出産休暇・育児休業期間の延長や短縮により、当初の任用期間を変更することがあります。 ※ 妊娠出産休暇を取得する職員が引き続き育児休業を取得する場合には、雇用期間内の勤務実績を考慮した上で、引き続き育休代替非常勤職員として、任用期間を更新する場合があります。
勤務日数	原則として月16日。月によって勤務日数の調整を行う場合があります。 各月の勤務割振りについては、配置先の所属長が決定します。
勤務時間	1日7時間45分
休暇等	（有給） 年次有給休暇、公民権行使等休暇、慶弔休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間（※）、出産支援休暇（※）、育児参加休暇（※）、夏季休暇（※）、災害休暇（※） （無給） 生理休暇、妊娠症状対応休暇、育児時間（※）、子どもの看護等休暇（※）、短期の介護休暇（※）、介護休暇（※）、介護時間（※）、育児休業（※）、部分休業（※）、子育て部分休暇（※） ※ 一定の要件を満たす場合
条件付採用	原則として、採用から1か月は条件付きの採用となります。
兼業・兼職	営利企業等に従事する（兼業）する場合は、届出が必要です。
報酬	201,600円（月額） ※ 報酬額は、常勤職員の給与との権衡を考慮し、前年度の報酬額を基準として、各年度の4月1日に見直します。 ※ 一定の要件を満たす場合、期末手当を支給します。
通勤費	第二種報酬（通勤費相当分）を支給します（上限150,000円／月）。（※） ※ 特急料金を含みます。なお、特急料金については一定の要件を満たす場合に支給します。
公務災害補償	東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年東京都条例第114号）及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによります。
社会保険	地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）の定めるところにより、それぞれの保険に加入します。

○上記については、制度改正等に伴い変更となる場合があります